

国内受注型企画旅行 旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1 受注型企画旅行契約

この旅行は、株式会社タウンツアーズ（東京都町田市中町 2-6-11 東京都知事登録旅行業第 2-5952）（以下「当社」といいます。）がお客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容、並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。また、本旅行条件書説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）に定めるところによります。

2 企画書面の交付

当社は、お客様から依頼があったときは、お客様の依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画内容を記載した企画書面を交付します。

（2）当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

3 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社がお客様に交付した内容に関し、契約を申込みとするお客様は、当社が契約を承諾した時に成立します。

（2）当社と通信契約を締結しようとするお客様は、会員番号等を当社に通知して頂きます。

（3）通信契約の場合、当社がお客様の会員番号等の通知を受け、契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

4 団体・グループ契約

団体やグループを構成するお客様の代表として契約責任者を定めたときは、契約責任者が当該団体の契約の締結および解除に関する一切の代表権を有しているものとみなします。また、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後はあらかじめ契約責任者が選任した者を契約責任者とみなします。

（2）契約が締結された場合、契約責任者は当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に通知して頂きます。

（3）当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務又は義務について、何ら責任を負うものではありません。

5 お申し込み条件

当社と契約を締結するにあたり、健康を損なわれている方や妊娠中の方、アレルギーのある方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。

（2）お客様ご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客様のご負担になります。

（3）お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合は、参加をお断りする場合があります。

（4）通信契約を希望される場合、お客様の有するクレジットカードが無効である等で、お客様が旅行代金を提携会社の会員規約に従って決済できない時は、お申込みをお断りする場合があります。ただし、当社が別途指定する期日までに現金その他の手段によりお支払い頂いた場合にはこの限りではありません。

（5）その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

6 契約書面の交付

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行及び当社の責任に関する事項を記載した企画書面及び本国内受注型企画旅行条件書等により構成される契約書面をお渡しします。

（2）当社が契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項（1）の契約書面に記載するところによります。

7 確定書面（最終日程表）

契約書面において確定された旅行日程及び運送・宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を限定して列記した上で、当該契約書面の交付後、旅行開始日の前日まで（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降に契約の申込みがなされた場合にあつては、旅行開始日）に、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

（2）前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様からの問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、手配状況についてご説明致します。

（3）確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8 旅行代金のお支払い

旅行代金の額は企画書面に記載いたします。旅行代金は当社が定める期日までにお支払い頂きます。

（2）参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満 12 才以上の方はおとな代金、満 6 才以上 12 才未満の方はこども代金を適用します。但し、満 3 才以上 6 才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設の食事、寝具等必要な場合はこども代金を適用します。

9 契約内容の変更

お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。なお、契約内容の変更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属します。

（2）当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によら

ない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

10 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に通知するものとします。また、当該運賃・料金が減額されるときは、その差額だけ旅行代金を減額します。また、旅行実施に要する費用が変更したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

(2) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

11 契約の解除

お客様は、企画書面及び契約書面に記載した企画料金又は下記表の取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

取消日(契約解除の期日)		取消料(1名様)
旅行開始日の前日から起算して さかのぼって	1.) 21日前まで (日帰り旅行の場合、11日前まで)	無料
	2.) 20日～8日前まで (日帰り旅行の場合、10日～8日前まで)	旅行代金の20%
	3.) 7日～2日前まで	旅行代金の30%
4.) 旅行開始日前日		旅行代金の40%
5.) 旅行開始日当日(6.)を除く。)		旅行代金の50%
6.) 旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

(2) お客様は、次の項目に該当する場合は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。

- 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、15項(1)内変更補償金に関する表で掲げる変更その他の重要な変更である場合に限り、
- 10項1に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。(お客様から契約内容の変更の求めがあったときを除きます。)
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、7項(1)の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

(3) お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、お客様は、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受けられなくなった部分の契約を解除することができます。

(4) 当社は、旅行開始後において、お客様が病気、必要な介助者の不在等により、旅行の継続に耐えられないと認められるときや、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じ旅行の継続が不可能となったとき等、当社が契約を解除した時は、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差引いて払戻しいたします。

(5) 本項(4)の規定に基づいて、当社が旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

12 当社の責任及び免責事項

当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限り、

(2) お客様が、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

13 特別補償

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、当社約款の特別補償規定により、死亡補償金として1500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度(ただし、1個または1対についての補償限度は10万円です。)として支払います。

(2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等である

ときは、当社は、本項（１）の補償金及び見舞金を支払いません。

（３）当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

14 お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

（２）お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

（３）お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識した時は、旅行地において速やかに添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

（４）当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

15 旅程保証

当社は下表に掲げる変更が生じた場合は、当社約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し支払います。ただし、当該変更について当社に 12 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率（％）	
		旅行開始前	旅行開始後
①	契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
②	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び)設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです)	1.0	2.0
④	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
⑤	契約書面に記載した出発地または帰着地本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継または経由便への変更	1.0	2.0
⑦	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

（２）当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置等におきましては、変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）

（３）当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対し一旅行契約につき旅行代金に 15% を乗じて得た額を上限とします。また、変更補償金のが 1,000 円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

16 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他、当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

（２）当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、これを利用させていただくことがあります。

17 その他

お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様のご負担となります。

（２）お客様のご便宜をはかるため、土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

（３）土・日・祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路渋滞により予定時間どおりに運行できない場合があります。

（４）本項（３）の場合をはじめ、事故や悪天候による道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求は応じられません。また、目的地滞在時間の短縮に関する補償にも応じられません。

（５）当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。